

【対象となる方】

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている方で被害により、収入減が認められる方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

支給停止の解除

【手続】

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 罹災証明書（コピー可）

【問い合わせ先】

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）